

3 第2条に係るもの

別紙1 区分	反映前	反映後
2 29	<p>(基本理念)</p> <p>第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者</p> <hr/> <p>が次項の権利を有することを前提とし、全ての人相互に人格と個性を尊重することを基本理念として行わなければならない。</p> <p>2 ろう者</p> <hr/> <p>は、より豊かな生活や人間関係を築くため手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人が次項の権利を有することを前提とし、全ての人相互に人格と個性を尊重することを基本理念として行わなければならない。</p> <p>2 ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人は、より豊かな生活や人間関係を築くため手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。</p>

4 第4条に係るもの

別紙1 区分	反映前	反映後
36	<p>(市民の役割)</p> <p>第4条 市民は、基本理念にのっとり、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるとともに、手話に対する理解を深め、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境の構築に努めるものとする。</p>	<p>(市民の役割)</p> <p>第4条 市民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深め、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境づくりに努めるとともに、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。</p>

5 第5条に係るもの

別紙1 区分	反映前	反映後
42	<p>(事業者の役割)</p> <p>第5条 事業者は、基本理念にのっとり、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるとともに、手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。</p>	<p>(事業者の役割)</p> <p>第5条 事業者は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深め、手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供するよう努めるとともに、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。</p>

6 第7条に係るもの

別紙1 区分	反映前	反映後
56	<p>(施策の推進方針)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 推進方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること。</p> <p>(2) 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。</p>	<p>(施策の推進方針)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 推進方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること。</p> <p>(2) 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。</p>

	<p>(3) <u>コミュニケーションの手段</u>として手話を選択しやすい環境の整備に関する事。</p> <p>(4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に関する事。</p> <p>(5) その他市長が必要と認める事項</p>	<p>(3) <u>手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段</u>として手話を選択しやすい環境の整備に関する事。</p> <p>(4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に関する事。</p> <p>(5) その他市長が必要と認める事項</p>
--	--	---

7 第8条に係るもの

別紙1 区分	反映前	反映後
2 65	<p>(推進方針等についての協議の場合) 第8条 市長は、推進方針及びこれに基づく施策の実施状況について、<u>ろう者</u>、 <u>手話通訳者その他の関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けなければならない。</u></p>	<p>(推進方針等についての協議の場合) 第8条 市長は、推進方針及びこれに基づく施策の実施状況について、<u>ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人及び手話通訳者その他の関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けなければならない。</u></p>